

高齢者等屋根雪下し及び 除排雪費用助成事業のお知らせ



12月1日（金）より、屋根雪下し費用及び家屋周辺の除排雪費用の助成を実施します。助成を受けられる世帯は申請をお願いします。

1 期 間 平成29年12月1日（金）から平成30年3月31日（土）まで

2 対象世帯

区分	屋根雪下し費用	家屋周辺の除排雪費用
対 象 世 帯	①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②心身障がい者のみの世帯 ③介護サービス受給者のみの世帯 ④母子家庭世帯	①70歳以上の高齢者のみの世帯 ②心身障がい者のみの世帯 ③介護サービス受給者のみの世帯 ④母子家庭世帯
助 成 額	支払額の80%	支払額の50%
助 成 限 度 額	32,000円	20,000円
助 成 回 数	1回	限度額内
作 業 者	登録業者のみ	登録業者及び個人 ※個人が実施する場合は、町内会長又は民生委員の審査・承認が必要となります。

【注意事項】

除排雪作業を援助できる子どもが町内に居住している世帯は対象外となります。ただし、その方が疾病等により作業ができない場合は対象となります。

3 申請後の注意事項

申請書が提出されましたら助成対象者となるかを調査し、結果を通知します。その後、業者を決定しますので、通知の前に業者などへ依頼はしないようお願いいたします。



4 お申込み・お問い合わせ先

申請書は、役場町民課窓口にあります。ご不明な点やご相談等がありましたら、お気軽に電話にてご連絡をお願いいたします。 町民課 ☎47-4681

～ 社協でも除雪ボランティアを実施しています ～

福島町社会福祉協議会では、各町内会の「お互いさま」という助け合いの心や善意をもとに無料で除雪ボランティアを実施しております。

日々の除雪ということではなく、「生活に支障がある場合」などの基準がありますので、利用される方はご連絡をお願いします。

<除雪ボランティアに関するお問い合わせ先>
福島町社会福祉協議会 (☎47-2284)